

「京都中信カーボンニュートラルサポートローン」の取扱いを開始します

2023年5月22日

京都中央信用金庫（理事長 白波瀬 誠）では、2050年カーボンニュートラルの実現に向け、お客さまの低炭素設備の導入促進を支援するため、「京都中信カーボンニュートラルサポートローン」の取扱いを開始いたします。

当金庫は、今後とも地域金融機関としてお客さまの経営課題に応じた本業支援に積極的に取り組むとともに、脱炭素経営への支援を通じたカーボンニュートラルの実現にも努めてまいります。

記

1. 取扱開始日

2023年5月22日（月）

2. 商品内容

商品名	「京都中信カーボンニュートラルサポートローン」
ご利用いただける方	脱炭素化・温室効果ガス排出量削減に向けた設備を導入される方
お使いみち	脱炭素・温室効果ガス排出量削減に向けた設備に対する資金
ご融資金額	個別の事案に応じて対応します
ご融資利率	当金庫所定の利率より、最大年0.2%優遇します ※優遇には、一定の条件があります
ご融資期間	個別の事案に応じて対応します

3. その他

- ・お申込みに際しましては、当金庫所定の条件がございます。また、当金庫所定の審査をさせていただいた結果によっては、ご希望に添えない場合もございますので、あらかじめご了承ください。
- ・ローンの詳しい内容、ご返済金額の試算、現在のご融資利率等につきましては、当金庫の本支店またはフリーダイヤルまでお問い合わせください。
- ・店頭にて説明書をご用意しております。
- ・商品の概要については、以下の説明書をご参照ください。

以上

京都中信 カーボンニュートラルサポートローン

(2023年5月22日現在)

商品名	京都中信 カーボンニュートラルサポートローン
ご利用いただける方	脱炭素化・温室効果ガス排出量削減に向けた設備を導入され、次の①～②の条件をすべて満たす法人及び個人事業主の方 ①当金庫の定める融資基準を満たしている方 ②当金庫の会員資格のある方
お使いみち	脱炭素化・温室効果ガス排出量削減に向けた設備導入に対する資金
ご融資金額	個別の事案に応じて対応します
ご融資期間	個別の事案に応じて対応します
ご融資利率	<ul style="list-style-type: none"> ・当金庫所定の利率（変動金利型〈新長期プライムレート即時連動型〉あるいは固定金利型）より、最大年0.1%優遇します。 ・また、e-d a s h株式会社の提供するGHG（温室効果ガス）排出量算定・可視化クラウドサービス「e-d a s h」をご利用いただける方につきましては、最大年0.2%優遇します。 ・変動金利型の当初ご融資利率については、ご融資時点の当金庫の「新長期プライムレート」を基準金利として決定いたします。 ・変動金利型のご融資後の利率については、当金庫の「新長期プライムレート」を基準金利として随時見直し、変更後の新利率は、基準金利変更日の2週間後の応当曜日以降最初に到来する利払日の翌日から適用します。
ご返済方法	「毎月元利均等返済方式」または「毎月元金均等返済方式」のいずれかをご選択いただきます。
貸付形式	証書貸付方式
保証人	「経営者保証に関するガイドライン」に則り、お客さまの経営状況および担保保全状況、またお客さまのご意向等を踏まえて、審査をさせていただきます。 保証人が必要となる場合、法人のお客さまは原則代表者1名（個人のお客さまは原則不要）といたします。
担保	必要に応じて不動産、動産担保等 ※不動産担保の場合、担保設定費用等の各種登記関係費用が別途必要となる場合があります。 ※動産担保の場合、動産譲渡登記制度に係る登記関係費用（法人のみ）や担保評価等の各種費用・手数料が別途必要となります。
保証料	不要
手数料	不要

京都中央信用金庫

<p>苦情処理措置</p>	<p>本商品の苦情等は、当金庫営業日の9時から17時までの間に、営業店または On Your Side 事業部（電話・FAX：0120-355-774）へお申し出下さい。 また、上記の他にも、営業店窓口に備え付けの「お客様ご意見書」の郵送や当金庫ホームページ（https://www.chushin.co.jp/）上のお問い合わせより、インターネット（24時間受付）でも受付をしております。</p>																		
<p>紛争解決措置</p>	<p>京都弁護士会、公益社団法人民間総合調停センターの他、東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会（以下、「東京三弁護士会」という）の紛争解決センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日の9時から17時までの間に、営業店、On Your Side 事業部（電話・FAX：0120-355-774）または全国しんきん相談所（電話：03-3517-5825）にお申し出下さい。 また、お客さまから、東京三弁護士会に直接お申し出いただくことも可能です。 なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客さまにもご利用いただけます。その際には、①お客さまのアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法（現地調停）、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法（移管調停）もあります。 詳しくは、東京三弁護士会、当金庫 On Your Side 事業部もしくは全国しんきん相談所にお問い合わせいただくか、東京三弁護士会のホームページまたは当金庫のホームページ（https://www.chushin.co.jp/）をご覧ください。 受付日時は次のとおりです。</p> <table border="1" data-bbox="435 1014 1477 1451"> <thead> <tr> <th>問い合わせ先</th> <th>受付日時</th> <th>電話番号</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>京都弁護士会 紛争解決センター</td> <td>月～金（祝日を除く） 9：30～12：00、13：00～17：00</td> <td>075-231-2378</td> </tr> <tr> <td>公益社団法人 民間総合 調停センター〈大阪〉</td> <td>月～金（祝日を除く） 9：00～12：00、13：00～17：00</td> <td>06-6364-7644</td> </tr> <tr> <td>東京弁護士会 紛争解決センター</td> <td>月～金（祝日、年末年始除く） 9：30～12：00、13：00～15：00</td> <td>03-3581-0031</td> </tr> <tr> <td>第一東京弁護士会 仲裁センター</td> <td>月～金（祝日、年末年始除く） 10：00～12：00、13：00～16：00</td> <td>03-3595-8588</td> </tr> <tr> <td>第二東京弁護士会 仲裁センター</td> <td>月～金（祝日、年末年始除く） 9：30～12：00、13：00～17：00</td> <td>03-3581-2249</td> </tr> </tbody> </table>	問い合わせ先	受付日時	電話番号	京都弁護士会 紛争解決センター	月～金（祝日を除く） 9：30～12：00、13：00～17：00	075-231-2378	公益社団法人 民間総合 調停センター〈大阪〉	月～金（祝日を除く） 9：00～12：00、13：00～17：00	06-6364-7644	東京弁護士会 紛争解決センター	月～金（祝日、年末年始除く） 9：30～12：00、13：00～15：00	03-3581-0031	第一東京弁護士会 仲裁センター	月～金（祝日、年末年始除く） 10：00～12：00、13：00～16：00	03-3595-8588	第二東京弁護士会 仲裁センター	月～金（祝日、年末年始除く） 9：30～12：00、13：00～17：00	03-3581-2249
問い合わせ先	受付日時	電話番号																	
京都弁護士会 紛争解決センター	月～金（祝日を除く） 9：30～12：00、13：00～17：00	075-231-2378																	
公益社団法人 民間総合 調停センター〈大阪〉	月～金（祝日を除く） 9：00～12：00、13：00～17：00	06-6364-7644																	
東京弁護士会 紛争解決センター	月～金（祝日、年末年始除く） 9：30～12：00、13：00～15：00	03-3581-0031																	
第一東京弁護士会 仲裁センター	月～金（祝日、年末年始除く） 10：00～12：00、13：00～16：00	03-3595-8588																	
第二東京弁護士会 仲裁センター	月～金（祝日、年末年始除く） 9：30～12：00、13：00～17：00	03-3581-2249																	
<p>その他</p>	<ul style="list-style-type: none"> お申込に際しましては当金庫所定の審査をさせていただきます。審査結果によってはご希望に添えない場合もございますのであらかじめご了承ください。 ローンの詳しい内容、ご返済金額の試算または現在のご融資利率につきましては、当金庫の本支店あるいはフリーダイヤル☎0120-201-959（平日9：00～17：00）またはFAXフリーダイヤル☎0120-201-580（24時間受付）までお問い合わせください。 																		

《カーボンニュートラルとは》

2020年10月、国は2050年までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする「カーボンニュートラル」を目指すことを宣言しました。「排出を全体としてゼロ」というのは、二酸化炭素をはじめとする温室効果ガスの「排出量」から、植林、森林管理などによる「吸収量」を差し引いて、合計を実質的にゼロにすることを意味しています。

カーボンニュートラルの達成には、温室効果ガスの排出量削減ならびに吸収作用の保全および強化をする必要があります。